

茨城地方最低賃金審議会

本 審 議 第 5 回 議 事 要 旨
公開（一部非公開）

開 催 日 時	10時00分 令 和 7 年 9 月 2 日 ～ 13時00分		
出 席 状 況	公 益 を 代 表 す る 委 員	出席 5 人	定員 5 人
	労 働 者 を 代 表 す る 委 員	出席 5 人	定員 5 人
	使 用 者 を 代 表 す る 委 員	出席 4 人	定員 5 人
主 要 議 題	(1) 参考人意見聴取 (2) 特定最低賃金改正決定の必要性審議、答申 (3) 金額改正諮問 (4) 特定最低賃金専門部会の設置について (5) その他		
議 事 要 旨			

- 主な審議事項
- (1) 参考人から意見聴取を行った。
使用者側参考人：鉄鋼業
労働者側参考人：鉄鋼業
- (2) 特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議を行った。
【労側委員主張】
①労働条件の向上、②公正競争の確保、③労使交渉の補完、代替機能があるという理由から、3業種について改正の必要性ありと判断する。
【使側委員主張】
昨年に引き続き過去最大の引上げ幅となり、企業の負担は益々増え、特に地場中小企業・小規模事業者にとっては、支払い能力の有無に関わらず適用されるため、企業存続の危機に立たされ、それにより失業のリスクも考えられる状況であり、これ以上の金額アップについての協議は不要である。
- 以上の主張から、公益が労側及び使側と協議したものの結論には至らず、第7回審議会にて審議を継続することとなった。
- (3) 特定最低賃金専門部会の設置及び今後の日程等の説明を行った。